

JIS

包装－アクセシブルデザイン－ 第1部：一般要求事項

JIS S 0021-1 : 2020
(ISO 11156 : 2011)
(JPI/JSA)

令和2年11月20日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	秋山 進	株式会社デンソー (公益社団法人自動車技術会)
	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市川 直樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌田 実	東京大学
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木村 たま代	主婦連合会
	佐伯 誠治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	久田 真	東北大学
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山田 陽滋	名古屋大学
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 2.11.20

官 報 掲 載 日：令和 2.11.20

原 案 作 成 者：公益社団法人日本包装技術協会

(〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル TEL 03-3543-1189)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 アクセシブルデザイン包装の主な要求事項	2
4.1 情報及び表示	2
4.2 取扱い及び操作	3
4.3 包装におけるアクセシブルデザインの評価	5
5 有害物の包装に関する特別配慮事項	5
5.1 表示	5
5.2 危険及び傷害を回避する包装設計	6
附属書 A (参考) 包装におけるアクセシブルデザイン規格構成	7
附属書 B (参考) アクセシビリティを試験するための検討事項の枠組み—一般的研究	8
附属書 C (参考) アクセシブルデザイン包装事例	10
参考文献	18
解 説	19

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本包装技術協会（JPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、**JIS S 0021:2014** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

包装—アクセシブルデザイン—

第 1 部：一般要求事項

Packaging—Accessible design—Part 1: General requirements

序文

この規格は、2011 年に第 1 版として発行された ISO 11156 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

また、包装におけるアクセシブルデザインの規格構成について、附属書 A に示す。

1 適用範囲

この規格は、感覚機能、身体機能及び認知機能の低下している人々、アレルギーがある人々、高齢者並びに異文化・多言語圏の人々を含むより多くの人々にとって、包装された製品の内容物を適切に識別し、取扱い及び使用できるように、包装の設計及び評価を行うために役立つ一般要求事項について規定する。

この規格は、製品の識別並びに購入及び使用から包装の分別及び廃棄まで、包装された製品のライフサイクルにおける様々な状況に配慮している。ただし、個々の包装における寸法、材料、製造方法及び評価方法については除く。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 11156:2011, Packaging—Accessible design—General requirements (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS X 0500 自動認識及びデータ取得技術—用語

注記 対応国際規格における引用規格：ISO/IEC 19762, Information technology—Automatic identification and data capture (AIDC) techniques—Harmonized vocabulary

JIS Z 0108 包装—用語

注記 対応国際規格における引用規格：ISO 21067, Packaging—Vocabulary